

短期大学評価基準(機関別認証評価) (案)

平成 1 6 年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

短期大学評価基準（機関別認証評価） 目次

はじめに（短期大学評価基準の性質）	1
基準 1 短期大学の目的	2
基準 2 教育研究組織（実施体制）	4
基準 3 教員及び教育支援者	6
基準 4 学生の受入	8
基準 5 教育内容及び方法 準学士課程 専攻科課程	10
基準 6 教育の成果	14
基準 7 学生支援等	16
基準 8 施設・設備	18
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	20
基準10 財務	22
基準11 管理運営	24

選択的評価基準 正規課程以外の教育サービスの状況	26
選択的評価基準 研究目的の達成状況	28
用語の解説	31

はじめに(短期大学評価基準の性質)

この短期大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立短期大学に係る機関別認証評価に関するものです。

短期大学評価基準は、短期大学の正規課程における教育活動及びそれを支援する活動に関わる11の基準で構成されています。各基準には、機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として短期大学全体を単位として行いますが、基準によっては、準学士課程(別科を設置している場合には、準学士課程の中で評価します。)、専攻科課程ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。短期大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしていると判断されることになります。

このほか、教育研究活動に関する2つの選択的評価基準を設けており、各短期大学の申請に基づいて評価を実施します。

選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、基準に照らして評価することとしています。

(なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」については、本機構における評価体制が整備された段階から、評価を実施することとします。)

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして「趣旨」を設けています。さらに、各基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。各短期大学には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。「基本的な観点」は、基準を満たしているか否かを判断するための重要な要素となりますが、基準を満たしているか否かの最終的な判断は、「基本的な観点」及び短期大学がその目的に照らして独自に設定する必要があると考える観点があれば、その観点の分析の状況を含めて総合した上で、各基準ごとに行います。

基準 1 短期大学の目的

- 1-1．短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2．目的が，短期大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

趣旨

本評価においては，短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，各短期大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を実施します。短期大学の目的とは，短期大学の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各短期大学は，それぞれが持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その短期大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法第69条の2に定められた「深く専門の学芸を教授研究し，職業又は實際生活に必要な能力を育成する」との短期大学一般が果たすべき目的からはずれるものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生等学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

このことは，各短期大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお，本評価の実施に当たっては，基準の内容を踏まえ，各短期大学において，その目的を整理することが必要であり，そのことにより，各短期大学の個性，特徴が評価に反映されます。仮に，各短期大学の教育活動等に当たって，国際連携や地域社会への貢献を目的として重視している場合には，そのことを明示することが必要です。

基本的な観点

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から、はずれるものでないか。
- 1 - 2 - 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

基準2 教育研究組織（実施体制）

2-1．短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織並びに教養教育）の実施体制）が，短期大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2．教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

趣旨

この基準は，各短期大学の教育研究に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

短期大学が，その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう，学科，専攻科，別科，各種センター）等の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が，その短期大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，短期大学全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，教授会，教務委員会等）の各種委員会といった組織や，その他の運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

基本的な観点

- 2 - 1 - 学科の構成が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され，機能しているか。
- 2 - 1 - 専攻科を設置している場合には，その構成が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 別科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

- 2 - 2 - 教授会等¹⁾が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
- 2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2. 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3. 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4. 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

趣旨

この基準では、基準1で定められた短期大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

短期大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各短期大学には、短期大学設置基準（通信教育を実施している場合には、短期大学通信教育設置基準を含む。）に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

また、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。

さらに、短期大学において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていることが必要です。

基本的な観点

- 3 - 1 - 教員組織編成のための基本の方針を有しており，それに基づいた教員組織編成がなされているか。
- 3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 各学科に必要な専任教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 短期大学の目的に応じて，教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば，年齢及び性別構成のバランスへの配慮，外国人教員の確保，任期制や公募制等が考えられる。）が講じられているか。

- 3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。特に，教育上の指導能力の評価が行われているか。
- 3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され，機能しているか。

- 3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

- 3 - 4 - 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

基準4 学生の受入

- 4-1. 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表されていること。
- 4-2. アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者の受入が実施され、機能していること。
- 4-3. 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各短期大学の学生の受入の状況について評価します。

短期大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各短期大学の教育目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されていることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、短期大学の「求める学生」が適切に見い出されていることが求められます。

なお、短期大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各短期大学の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

基本的な観点

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 . 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており , その内容 , 水準が適切であること。
- 5-2 . 教育課程を展開するにふさわしい授業形態 , 学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 . 成績評価や単位認定 , 卒業認定が適切であり , 有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 . 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており , その内容 , 水準が適切であること。
- 5-5 . 教育課程を展開するにふさわしい授業形態 , 学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 . 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 . 成績評価や単位認定 , 進級・卒業認定が適切であり , 有効なものとなっていること。

趣旨

教育内容及び方法は、短期大学教育の質の保証を行う上で、根幹的な部分です。

各短期大学の教育内容及び方法は、短期大学設置基準に示された、一般的に短期大学に求められる内容を満たすものであると同時に、その短期大学の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準において適切であることが必要です。また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに、学生が取得する単位や称号は、短期大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、短期大学は組織として自らが認定・授与した単位、称号の通用性について保証することが求められています。各短期大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとするのが求められます。

本基準には、準学士課程及び専攻科課程で、その特性に応じて、それぞれ別の基準が定められています。通信教育を実施している場合には、その課程については、短期大学通信教育設置基準の内容を踏まえつつ、準学士課程の基準に準じて評価します。また、別科を設置している場合には、その課程については、準学士課程の基準に準じて評価します。

基本的な観点

(準学士課程)

- 5 - 1 - 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップ）による単位認定、補充教育）の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5 - 1 - 単位の実質化）への配慮がなされているか。

- 5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の各種授業方法・形態のバランスが適切であるか。
- 5 - 2 - 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業）、情報機器の活用等が考えられる。）がなされているか。
- 5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバス）が作成され、活用されているか。
- 5 - 2 - 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
- 5 - 2 - 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、メディアを利用して行う授業若しくは面接授業（スクーリングを含む。）等の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

- 5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。また、その際、一貫性や厳格性が確保されているか。
- 5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(専攻科課程)

- 5 - 4 - 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。
- 5 - 4 - 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 4 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

- 5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の各種授業方法・形態のバランスが適切であるか。
- 5 - 5 - 教育内容に応じた適切な授業方法・形態の工夫（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）がなされているか。
- 5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- 5 - 5 - 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

- 5 - 6 - 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

- 5 - 7 - 成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5 - 7 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。また、その際、一貫性や厳格性が確保されているか。
- 5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

基準6 教育の成果

6-1. 教育の目的において意図している，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

趣旨

短期大学の教育の目的において，教育活動によって学生がどのような知識，技術，態度を身につけ，どのような人材となることを意図しているのかという点は，極めて重要です。短期大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ，実績を上げていることは重要ですが，最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり，短期大学は学生が享受した，あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を，適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

基本的な観点

- 6 - 1 - 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等の面において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6 - 1 - 各学年や卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。
- 6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 卒業生や、就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。
また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基準7 学生支援等

- 7-1．学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また，学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2．学生の自主的学習を支援する環境が整備され，機能していること。また，学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3．学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

趣旨

学生は，短期大学で学習をする上で，また生活をする上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり，短期大学としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメント）等が考えられ，これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助等が考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。

また，特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質，量ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取組も必要です。

基本的な観点

- 7 - 1 - 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
- 7 - 1 - 進路・学習相談，助言（例えば，オフィスアワー）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。
- 7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

- 7 - 2 - 自主的学習環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され，効果的に利用されているか。
- 7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動）が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

- 7 - 3 - 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室）の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。
- 7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等）が適切に行われているか。
- 7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

基準 8 施設・設備

8-1．短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され，有効に活用されていること。

8-2．短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

趣旨

この基準では，各短期大学の目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が，学生，教員，職員等の関係者の利用のために十分に整備され，機能しているかどうかを評価します。

講義室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設については，それらが講義等に使用される場合には，使用する学生数，教育内容，教育方法等を検討し，それが必要とされる能力（収容力，性能等）を有し，また有効に活用されていなければなりません。また，学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され，かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に，短期大学の有する資産として，メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

基本的な観点

- 8 - 1 - 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。
- 8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1．教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 9-2．教員及び教育支援者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

趣旨

教育等の目的を達成するためには，教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには，教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており，実際に取組が行われ，機能していることが求められます。仮に現状のままで十分に教育目的を達成することが予想される場合においても，外的環境の変化等への対応として，短期大学内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。

また，この基準では，教材，学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか，ファカルティ・ディベロップメント²が適切に行われているか，教育支援者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど，基準1に定めた短期大学の目的に沿って，不断に適切な教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが整備され，適切に機能しているかを評価します。

基本的な観点

- 9 - 1 - 短期大学における全ての基本的な組織単位)で、教育組織、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援、施設・設備等の状況について、代表性があるデータ)や根拠資料)を基にした自己点検・評価 (現状・問題点の把握、改善点の指摘等) がなされているか。
- 9 - 1 - 授業評価や満足度評価、学習環境評価等の学生の意見の聴取が行われており、学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 学生による授業評価や満足度評価等が、適切な評価項目の下で適切に分析され、個々の教員へフィードバックされているか。
- 9 - 1 - 学外関係者の意見が、短期大学の自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
- 9 - 2 - 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

基準10 財務

10-1．短期大学の目的を達成するために，教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。

10-2．短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な収支に係る計画等が策定され，履行されていること。

10-3．短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

趣旨

短期大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには，安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には，安定した入学者数の確保が必要になります。また，予期できない外的要因の変化に対する危機管理として，適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また，短期大学は各種財源から収入を得て，それを管理し，短期大学の目的に応じて配分しますが，その際には，明確な計画，配分の方針等が設定され，履行されていなければなりません。また，財務諸表（注）等，短期大学の財務状況が公表されるとともに，自己改善を目的とした評価とは別に，財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

基本的な観点

- 10 - 1 - 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10 - 1 - 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

- 10 - 2 - 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 10 - 2 - 短期大学の目的を達成するため、教育活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

- 10 - 3 - 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

基準11 管理運営

- 11-1．短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され，機能していること。
- 11-2．管理運営に関する方針が明確に定められ，それらに基づく規定が整備され，各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3．教育研究水準の向上を図り，短期大学の目的を達成するため，教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ，その結果が公表されていること。

趣旨

短期大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには，管理運営組織が教育研究等の活動を支援，促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され，滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また，短期大学内外の関係者のニーズを把握した上で，組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また，短期大学は，学校教育法等において，自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では，教育活動の改善システムを評価しますが，本基準においては，短期大学全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し，自己点検・評価を行い，継続的に改善を行うための体制が整備され，適切に機能していること，そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。

基本的な観点

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
- 11 - 1 - 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。
- 11 - 1 - 監事²が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。
- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

- 11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
- 11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

- 11 - 3 - 各短期大学の活動状況について、代表性があるデータや根拠等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。
- 11 - 3 - 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。
- 11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。
- 11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

選択的評価基準	正規課程以外の教育サービスの状況
---------	------------------

短期大学の目的に照らして，正規課程以外の教育サービスが適切に行われ，成果を上げていること。

趣旨

正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外に行う教育サービスは，短期大学における主要な活動のひとつです。この基準では，「正規課程以外の教育サービス」を取り上げ，それに関わる各短期大学の目的がどの程度達成されているかについて，評価を行います。

短期大学は知的資産を有していることから，現代社会において，社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ，社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ，国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり，地域貢献への要請等に対応し，体系的かつ継続的な学習の場として，より社会に開かれることが求められてきています。各短期大学は，実際に，これらのニーズや短期大学の置かれた状況を踏まえ，その知的資産を社会に還元すべく，様々な教育サービスを実施しています。

正規課程に在籍する学生以外の者に対する教育活動及び学習機会の提供には，科目等履修生制度，聴講生制度，公開講座，資格関係の講座，各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか，図書館開放のような学習機会の提供等が挙げられます。このほかにも各短期大学においては，講演会，シンポジウム等を通じて，地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。どのような活動を評価対象とするかは，短期大学の設定した教育サービスの目的の内容に拠りますので，対象となる活動を重視している場合は，そのことを明示することが必要です。

この基準では教育サービスの目的が達成されたかについて，目的と計画の周知，計画に基づく実際の活動内容，成果，さらに改善のためのシステムを観点として評価を行います。

基本的な観点

- 1 - 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。
また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

選択的評価基準	研究目的の達成状況
(今後検討予定)	

趣旨

研究活動は、教育活動とともに、短期大学が行うべき最も基本的な活動のひとつです。高等教育の多様化・個性化を求める考えに立てば、この研究活動の在り方には、短期大学の目的によって、様々な形が考えられます。個々の研究の水準に関しては、分野によってはある程度、相互の比較が可能と考えられますが、それぞれの短期大学が、どのような分野や研究の在り方を重視し、それを、教育活動との関係でどのように位置付けていくか、どのように社会との連携を図っていくかなどについては、その短期大学がもつ目的と一貫したものとして定められる、研究目的の在り方によって異なります。

その短期大学が定める研究の目的が達成されるためには、それにふさわしい研究体制や支援体制が計画的に整えられていなければなりませんし、その成果や社会的効果についても、明確な形での目標設定が行われ、それが達成されていることが示されなければなりません。他方で、この基準の評価に当たっては、このような目標設定や研究の計画的遂行が、過度なしばりとなって、自由で創造的な研究活動の妨げにならないよう、特に注意が必要です。柔軟性と改善への志向を持ちながら、他方で短期大学としての研究活動を活性化するような取組が、創意と工夫を持って実現され、それが明確に示されていることが求められます。

基本的な観点

(今後検討予定)

用語の解説

(本文中、)印の付されている用語の説明)

【短期大学評価基準】(1 頁)

短期大学の教育研究等の総合的状况に関して評価するための機構で定めた基準。短期大学の活動の全般にわたる 1 1 の基準で構成されており、各短期大学において満たすことが必要と考える内容が規定されている。

【機関別認証評価】(1 頁)

学校教育法第 6 9 条の 4 の規定により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状况に関する評価。

【正規課程】(1 頁)

短期大学設置審査において設置が認められた、教育課程を指す。例えば「準学士課程」や「専攻科課程」など。

【選択的評価基準】(1 頁)

短期大学の希望に応じて評価を実施する評価基準。各短期大学がその目的に照らして、自らが重要とみなす場合に、短期大学の申請に応じて評価を行う。

【趣旨】(1 頁)

短期大学評価基準におけるそれぞれの基準の設定した意義・背景等を説明するもの。

【基本的な観点】(1 頁)

各基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているか否かを判断する重要な要素となるが、観点そのものについては、それを満たしているか否かの判断は行わない。

【教養教育】(4 頁)

学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え的確に判断する能力を培い、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てることを理念とする教育。

【各種センター】(4 頁)

短期大学がその目的を達成するための教育研究活動を行う主体や、その業務が行われる施設、地区等を指す。

【教務委員会等】(4 頁)

短期大学がその目的を達成するための教育組織を機能させるため、複数の委員を持って構成される合議制の機関を言う。

【教授会等】(5 頁)

教授会のほか、国立短期大学法人の教育研究協議会及び公立短期大学法人の教育研究審議機関を含む。

【アドミッション・ポリシー】(8 頁)

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】(1 1 頁)

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

【補充教育】(1 1 頁)

短期大学入学後、必要に応じて学生の履修歴に対応した補習教育を指す。

【単位の実質化】(1 1 頁)

授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫を指す。

【フィールド型授業】(1 1 頁)

学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業を指す。

【シラバス】(1 1 頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、短期大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【ハラスメント】(1 6 頁)

労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者をおとしめるような行為、嫌がらせ。例えば、セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメントがこれに含まれる。

【オフィスアワー】(17 頁)

授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。アメリカの大学において普及している制度であるが、近年、我が国の短期大学においても、オフィスアワーを設定し、これをシラバス等に明記する例が見られるようになっている。

【課外活動】(17 頁)

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に短期大学生生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動や自主的な学生の研究会などがこれに当たる。

【保健センター】(17 頁)

学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設を指す。例えば、国立短期大学における保健管理センターや、私立短期大学における医務室などがこれに当たる。

【就職支援室】(17 頁)

学生が卒業（修了）後に自分の個性と能力を生かせる職業に就くことを助けるための指導・相談を行う体制を指す。

【生活支援等】(17 頁)

学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、いろいろなサポート体制を言う。例えば、就職や生活相談窓口の開設・奨学金制度・災害補償制度などが考えられる。

【ファカルティ・ディベロップメント】(20 頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【基本的な組織単位】(21 頁)

学校教育法第53条ただし書き及び第66条ただし書きに規定される、当該短期大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる、学部、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を指す。

【代表性があるデータ】(21 頁)

短期大学における基本的なデータの中で、実施された自己点検・評価の裏付けとなる代表的なデータ。

【根拠資料】(2 1 頁)

個々の教育活動について、活動の実態を示す根拠となる資料。

【自己点検・評価】(2 1 頁)

短期大学において実施される自己点検・評価。基準や法令で示されている短期大学の義務として行うもの。

【財務諸表】(2 2 頁)

短期大学の諸活動を貨幣価値で記録し、財務状態を表す会計諸表。

【監事】(2 5 頁)

法人の財産および業務執行を監査する機関。